

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生に資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月 (150万円/年)** 注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者に資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月 (150万円/年)** 注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

<主な交付要件>

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 就農後**5年以内**に認定新規就農者又は認定農業者になること
 - ※2 就農後**5年以内**に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
 - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
 - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図に位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

<事業の流れ>



注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制
 注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること